

## 令和8年度税制改正関連法成立を受け、各種情報の公表

## 【マイカー通勤手当(遠距離・駐車場代)の非課税限度額の改正について】

令和8年度税制改正により、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、次の改正が行われました。

- ・ 通勤距離が片道65km以上の人の非課税限度額が引き上げられました。
- ・ 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額(上限5,000円)を加算した金額とすることとされました。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)について適用されます。

## ●通勤距離の区分に応じた非課税限度額

通勤距離の区分	改正前非課税限度額	改正後非課税限度額	増減額
片道55キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円	38,700円	0円
片道65キロメートル以上75キロメートル未満	38,700円	45,700円	7,000円
片道75キロメートル以上85キロメートル未満	38,700円	52,700円	14,000円
片道85キロメートル以上95キロメートル未満	38,700円	59,600円	20,900円
片道95キロメートル以上	38,700円	66,400円	27,700円

## ●駐車場代に係る非課税限度額

(改正前)なし → (改正後)上限5,000円

## 【食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げ】

(改正前)月額3,500円 → (改正後)月額7,500円

## 【深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭の非課税限度額の引上げ】

(改正前)1回当たり300円 → (改正後)1回当たり650円

また、この改正を受け、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」の下記の内容が更新されています。

## ●12 在宅勤務者に対する食券の支給①(食券以外の食事の支給がない場合)

## ●13 在宅勤務者に対する食券の支給②(食券以外の食事の支給がある場合)

なお、社会保険の保険料の算定基礎となる現物給与の価額については、3月17日に厚生労働省告示第94号にて告示されており、次のような改正があります。

## ●食事の現物給与価額

→ 令和8年4月1日から変更

## ●住宅の現物給与価額

→ 令和8年10月1日から変更

→ 同日より、単価について、居住面積1畳当たりの価額から総面積1平方メートル当たりの価額に変更

→ 同日より、算定に係る取扱いについて、居住する住宅の床面積の合計(総面積)を対象として計算(ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除く)する取扱いに変更

## 【国税庁】通勤手当の非課税限度額の改正について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>

## 【国税庁】食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げについて

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026shokuji/index.htm>

## 【国税庁】在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

## 【日本年金機構】全国現物給与と価額一覧表(厚生労働大臣が定める現物給与の価額)

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.html>

出典：【SJS Hot Topics】「令和8年度税制改正関連法成立を受け、各種情報が公表されています 2026年4月2日公開」を引用し編集